

令和4年3月羽島市教育委員会定例会会議録

○日 時 令和4年3月24日（木曜日）午後3時00分～午後4時30分

○場 所 羽島市役所3階 302会議室

○議事日程

- | | |
|---------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 報第 4 号 | 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について |
| 日程第 3※報第 3 号 | 令和3年度準要保護児童生徒の追加認定及び令和4年度準要保護児童（就学予定者）の認定の報告について |
| 日程第 4※議第 10号 | 羽島市学校体育施設開放連絡会連絡員の委嘱について |
| 日程第 5 議第 11号 | 羽島市立学校教員の大学院教員教育課程履修助成金交付要綱について |
| 日程第 6 議第 12号 | 羽島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 7 議第 13号 | 羽島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 8 議第 14号 | 羽島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 9 議第 15号 | 羽島市教育長職務代理者の事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 10 議第 16号 | 羽島市社会教育委員条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 11 議第 17号 | 羽島市教育委員会表彰実施要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第 12 議第 18号 | 羽島市教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第 13 議第 19号 | 羽島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第 14 議第 20号 | 羽島市学校体育施設開放管理員規程の一部改正について |
| 日程第 15 議第 21号 | 羽島市立図書館協議会規則等を廃止する規則について |
| 日程第 16 議第 22号 | 羽島市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則について |

- 日程第 17 議第 23 号 羽島市社会人権教育推進協議会要綱等を廃止する告示について
- 日程第 18 議第 24 号 羽島市立学校体育施設開放運営委員会規程等を廃止する告示について
- 日程第 19 議第 25 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項に基づく協議について
- 日程第 20 議第 26 号 羽島市コミュニティ・スクール推進事業補助金要綱の一部を改正する告示について
- 日程第 21 議第 27 号 羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 22 その他

1 各課の事業進捗状況

※は、秘密会で審議を行った。

○出席者

教 育 長	森 嘉 長
教 育 委 員	黒 田 淳
教 育 委 員	今 枝 甫
教 育 委 員	春 日 民 奈
教 育 委 員	今井田 裕 子

○説明のために出席した者

事 務 局 長	加 藤 光 彦
教育総務課長	小 川 隆 正
学校教育課長	山 田 健 司
兼教育支援センター長	
生涯学習課長	今井田 明 弘
スポーツ推進課長	箕 浦 勝 博
図 書 館 長	番 重 宗
北部学校給食センター所長	豊 田 崇 宏
兼南部学校給食センター所長	

【午後 3 時 00 分 開会】

△開会

◎**教育長** 卒業式への出席ありがとうございました。私が出席しました学校では、式典にふさわしい子どもたちや保護者そして教員のふるまいや姿勢で、素晴らしい卒業式でした。子どもたちの自覚と意気込みを感じました。

新型コロナウイルス感染症にかかわり、まん延防止等重点措置の地域指定は解除されていますが、市内幼稚園や学校においては「一進一退」の状態です。いよ

いよ新年度に向けて準備が始まりますが、常に感染防止を念頭に置かなければならないものと思っています。

25日に市議会3月定例会が閉会します。一般質問では学校情報配信アプリ、ICT化における子どもの健康、教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症の状況、いじめ防止、コロナ禍におけるスポーツ施設の利用、成年年齢の引き下げと学校教育など、今回も多数、多岐にわたっています。

◎**教育長** 本日は、教育長ならびに4人の委員が出席しており、会議は成立いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりで、議題は追加議案も含めまして報告案件が2件、議案が18件となっています。

この議案中、日程第3は個人情報のため、日程第4は人事案件のため、秘密会で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** それでは、日程第3および日程第4については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき秘密会で行いますので、よろしく願いいたします。

△日程第1 会議録署名委員の指名

◎**教育長** 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、春日委員にお願いいたします。

△日程第2 報第4号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について

◎**教育長** 次に、日程第2 報第4号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**生涯学習課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(#ぎふ羽島駅前フェス プロデュースコンテスト、第26回 美濃縞伝承会作品展、2022子ども夏の自然体験活動(22ふくい夏のさとやまキャンプ))

◎**スポーツ推進課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(第116回羽島市卓球選手権大会)

◎**教育長** それでは、報第4号について、質問のある委員はご発言をお願いします。

【意見なし】

◎**教育長** この議案は、報告案件なので議事を進めます。

△日程第3・第4

秘密会で実施

△日程第5 議第11号 羽島市立学校教員の大学院教員教育課程履修助成金交付要綱について

◎**教育長** 次に、日程第5 議第11号 羽島市立学校教員の大学院教員教育課程履修助成金交付要綱についてを議題といたします。事務局から説明願います。

◎**学校教育課長** この助成金は、寄附金を原資に教職大学院で就学する教職員に対し助成金を交付し、羽島市の教育をリードする次世代のリーダーを育成してほしいとの意向に沿うものです。これを第1条で、趣旨として反映しています。第2条では、助成金の交付の対象となるのは、羽島市立学校の現職の教職員で、岐阜大学および岐阜聖徳学園大学等の大学院の課程を履修するものとしています。助成金については、第3条や第4条にあるとおり、助成対象経費を授業料とし、第5条にあるとおり1人1回、20万円を考えています。現在、大学院で履修している教員は岐阜大学が1人、岐阜聖徳学園大学が2人、計3人です。このような助成金等で羽島市のリーダーを1人でも多く育成したいと考えています。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

◎**今枝委員** 定員について記載はありませんが、実際にはありますか。

◎**学校教育課長** 記載していませんが、大勢が行くことはなく岐阜大学1人、岐阜聖徳学園大学1人、多くとも毎年2人規模で行く程度です。

◎**教育長** ほかに質問等ございますか。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第6 議第12号 羽島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

△日程第7 議第13号 羽島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

△日程第8 議第14号 羽島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

△日程第9 議第15号 羽島市教育長職務代理者の事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則について

△日程第10 議第16号 羽島市社会教育委員条例施行規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、日程第6 議第12号 羽島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について から 日程第10 議第16号 羽島市社会教育委員条例施行規則の一部を改正する規則についてまでは関連がありますので、一括して議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育総務課長** この改正については、機構改革、市長部局への移管にともなうものです。議第12号について、教育総務課を教育政策課へ改め、さらに政策係を増やします。生涯学習課およびスポーツ推進課を教育委員会事務局の組織からはずします。事務分掌として1号に教育政策に関することを加え、15号として社会教育委員の委嘱に関することを加えます。学校教育課の事務分掌として20号で家庭教育の支援に関すること、21号として幼児教育の支援に関することを追加します。生涯学習課およびスポーツ推進課の事務分掌をはずします。さらに生涯学習課、図書館およびスポーツ推進課が庶務をつかさどる附属機関をなくすものです。

議第13号では教育長に委任できない教育委員会の事務から「文化財の指定及びその解除を行うこと」をけずり、「教育に関する事務の管理及び執行状況」という文言を「第26条の規定による」に改めます。

議第14号については、教育総務課長を教育政策課長へ改めることと、作製の言葉を新調に改めるものです。

議第15号については、教育総務課長を教育政策課長へ改めます。

最後に、議第16号については、条例に規定する会議の名称を社会教育推進審議会とすることと「審議会の運営は委任事務として市長が定める」との文言を追加するものです。施行日は4月1日からとなります。

◎**教育長** 5議案を一括して説明がありましたが、質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第12号から議第16号までについて、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号から議第16号までは原案のとおり可決することといたします。

△日程第11 議第17号 羽島市教育委員会表彰実施要綱の一部を改正する告示について

△日程第12 議第18号 羽島市教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱の一部を改正する告示について

△日程第13 議第19号 羽島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

△日程第14 議第20号 羽島市学校体育施設開放管理員規程の一部改正について

◎**教育長** 次に、日程第11 議第17号 羽島市教育委員会表彰実施要綱の一部を改正する告示について から 日程第14 議第20号 羽島市学校体育施設開放管理員規程の一部改正について までは関連がありますので、一括して議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育総務課長** 先の議案と同様、機構改革による改正となります。議第17号について、こちらも教育総務課長を教育政策課長へ改めるものです。次に議第18号については変更の承認として、これまでは変更届出書を提出すればよかったものが、変更承認申請書を提出してもらいそのあと、市から後援等変更承諾・不承諾決定通知書を出すということを記載しています。また3項では、教育長は、前項の承認をする場合には必要な条件を付することができることを追加しています。これは市長部局と事務手続きを合わせるために改正するものです。

議第19号については、担当課を教育政策課に改めるものです。最後に議第20号については、根拠の規則改正にともない、規則であったものを条例施行規則に改めるものです。

◎**教育長** 移管や課の名称変更にともない、他に不整合となる部分を同時に改正するものとなっています。質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第17号から議第20号までについて、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第17号から議第20号までは原案のとおり可決することといたします。

△日程第15 議第21号 羽島市立図書館協議会規則等を廃止する規則について

△日程第16 議第22号 羽島市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則について

△日程第17 議第23号 羽島市社会人権教育推進協議会要綱等を廃止する告示について

△日程第18 議第24号 羽島市立学校体育施設開放運営委員会規程等を廃止する告示について

◎**教育長** 次に、日程第15 議第21号 羽島市立図書館協議会規則等を廃止する規則について から 日程第18 議第24号 羽島市立学校体育施設開放運営委員会規程等を廃止する告示について までは関連がありますので、一括して議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育総務課長** 教育委員会で廃止し市長部局で制定する規則として、まず廃止する規則です。議第21号は生涯学習課関係の8つの規則について、議第22号はスポーツ推進課関係の5つの規則について、議第23号は社会人権教育推進協議会要綱等を廃止する関係、議第24号については学校体育施設開放運営委員会規程を廃止する規程等について、教育委員会を市長に変更して新たに制定するために廃止するものです。ほかに4つの規則については、新たな制定を行わず廃止するものとなります。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第21号から議第24号までについて、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第21号から議第24号までは原案のとおり可決することといたします。

△日程第19 議第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項に基づく協議について

◎**教育長** 次に、日程第19 議第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項に基づく協議についてを議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育総務課長** 地教行法第33条第3項でいう協議は、市長部局で新たに教育委員会にかかる規則等を制定する場合には、教育委員会に協議しなければならないとの規定にもとづき、教育委員会の議題としてあげています。この内容については、公民館条例施行規則です。もともと公民館事業として「視聴覚ライブラリーに関すること」としていた文言を「視聴覚教育」に変更しています。次に図書館条例施行規則について、「教育長及び教育委員会」を「市長」に変更する以外の変更はありません。歴史民俗資料館施行規則についても同様に変更します。次に竹鼻町屋ギャラリー条例施行規則については、変更箇所のうち使用許可申請時に暴力団または暴力団員ではないこと等に関する証明、確約書を提出することを第7条第2号に規定しています。こちらも令和4年4月1日施行となります。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

◎**今井田委員** 第9条の関係で、団体登録については、学校は対象ではないですか。

◎**図書館長** 対象ではありません。ある学校から生徒全員分の利用者登録を依頼され発行したことはあります。

◎**今枝委員** 町屋ギャラリーの減免措置が第9条にあります。市長が特に必要と認めた場合の減免は、全面、半面、それ以外にありますか。他の市施設との整合性はどうか。

◎生涯学習課長 特に認めたものということで、半額の場合が多いと感じています。他市町でも半額になっているところが多いと感じています。

◎教育長 ほかによろしいでしょうか。

【質問等なし】

◎教育長 それでは、議第25号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第20 議第26号 羽島市コミュニティ・スクール推進事業補助金要綱の一部を改正する告示について

△日程第21 議第27号 羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則について

◎教育長 次に、日程第20 議第26号 羽島市コミュニティ・スクール推進事業補助金要綱の一部を改正する告示について 及び 日程第21 議第27号 羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局から説明願います。

◎教育支援センター長 この議案は、羽島市立幼稚園である西部幼稚園が令和4年度より学校運営協議会を立ち上げるため、要綱と規則を一部改正するものです。西部幼稚園の学校運営協議会についても、10万円を限度として交付することとするものです。

◎教育長 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎教育長 それでは、議第26号及び議第27号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第26号及び議第27号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第23 その他 各課の事業の進捗状況について

◎**教育長** まず、令和4年度羽島市教育の目指す姿について、事務局より説明します。

◎**教育総務課長** 令和4年度学校教育の重点と課題です。令和4年度から始まる教育振興基本計画をベースに変更しています。まず「子どもたちが安全で安心して学ぶことができる学校の環境づくり」に新たに「安全指導の充実」を加えています。同時に教職員の働き方改革の推進に加え、休日部活動のクラブ化を記載しています。特別支援教育の充実については子ども応援サポーターについて記載しています。2番目「地域と家庭、学校が一体となって「生きる力」を育む教育の推進」については、引き続きコミュニティ・スクールを運営していくということでアプリを活用した情報配信、情報共有について記載しています。情報教育の推進について、以前はICT教育の推進と言っていたものを改めており、情報モラル教育の充実を記載しています。次に、新たな項目として、新しい時代に必要となる資質・能力の育成ということで記載しています。

健康教育・食育の推進については、教育振興基本計画と同様、さまざまな感染症への対応や口腔衛生にかかわる指導の充実を新たに記載しています。組織改編にかかわり、学校教育で力を入れていく幼児教育の充実についてとりあげ、発育に応じた教育カリキュラムの充実や関係機関との連携強化を記載しています。課題については、項目として情報教育の推進、幼児教育の充実、将来における学校のあり方の検討ということで新たな項目を設けています。

次に生涯学習・文化振興の重点と課題について、こちらについても教育振興基本計画をベースとしていますが、子育てに関する情報や保護者相互の交流の場の提供を記載しています。「生きがいがづくりのための生涯学習の推進」には、学びの成果の発展としてはしまシティカレッジの充実、生涯学習のための環境整備として「学びeyeはしま」等を活用した学習情報の提供を記載しており、新たに市民の学習活動の支援を記載しています。課題としては、最後の部分に伝統文化・芸術活動を担う若い世代の育成を新たに記載しています。

最後にスポーツ推進の重点と課題については、課題に障害者スポーツへの参加人口普及と学校運動部活動の地域移管に関する連携を新たに記載しています。

◎**教育長** このことについてまず、ご意見等あれば発言願います。

【発言等なし】

◎**教育長** 先日承認していただいた教育振興基本計画との関連がありますので、大きく改められていますが、施策や事業等を展開していくうえで確認いただきながら指導をお願いしたいと思います。

◎**教育長** 各課の事業の進捗状況について、報告をお願いします。

◎**学校教育課長** コロナウイルス関係の対応について、ピークアウトしたような感があるように思います。それでも予断を許さないということでメールなどは送らせてもらっています。数値的にも、2月28日までは2週間で1万人という岐阜県の感染者でしたが、ひと月で1万人、羽島市でも2週間で500人というのがひと月で400人という形になっており、減ってきた印象です。今年度は3月21日時点で303人、圧倒的に1月1日からが多く、現在も学級閉鎖等が続いており、対応しているところです。保護者へは、これまでと同様に感染防止をお願いしているが、部活動の実施については少し緩和しました。平日の活動は週4日、1日2時間以内程度、土日がいずれか1日3時間程度ということ。あるいは公式戦以外の練習試合も認める流れになっており、中学生がスポーツや文化活動での自己実現をしてもらいたいと考えています。

いじめの発生状況について、昨年度は45件、今年度のべ件数で35件になりました。今年度の特徴としては圧倒的に児童が多いことです。小学校・前期課程が31件、中学校4件という数字ですが、中学校では自傷行為や自殺予告が圧倒的に多く、少し心配しています。不登校の状況については、現在のところ105件で、昨年度106件でしたので、ほぼ昨年度並みということで、さらに増えるのかというところです。

学校事故の状況については、交通事故は20件、学校事故は18件で、交通事故はかなり減り、3年前に比べ半数以下になってはいますが、軽傷ばかりでした。学校事故についても、昨年度よりは少し増えてはいますが、2年前、3年前に比べれば減っている傾向です。

◎**生涯学習課長** 不二竹鼻町屋ギャラリーの第2回所蔵品展を3月6日まで開催しました。ワークショップ等は開催できませんでしたが、43日間の開館期間中、325人の来館がありました。

◎**図書館長** 2月の来館者数は8072人、前年同月に比べ258人増となっています。貸出冊数は2万1846冊、同様に163冊減となっています。また3月から電子書籍を導入しており、インターネット環境にあるパソコン、スマートフォン、タブレット等から市図書館ホームページより利用できるようになっていきます。ただ、通常の貸出とは異なり、羽島市在住の人、勤務している人、在学している人を対象にしています。

◎教育長 ご質問等ありますか。

【質問等なし】

◎教育長 以上で、本日の審議はこれにて終了しましたので、事務局にお返しします。

△閉会

◎事務局 以上をもちまして、令和4年3月定例教育委員会を閉会いたします。

次回の定例会は、4月28日（木）午後1時30分から、市役所3階302会議室で行う予定ですので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【午後4時30分 閉会】

会議の概要を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 森 嘉 長

委員 春 日 民 奈